

生活保護ケースワーク委託化

公的責任後退、管理強化

大阪で学習会

生活保護問題対策全国会議（代表幹事・尾藤廣喜弁護士）は1日、安倍政権が狙う生活保護のケースワーク業務の外部委託化に関する学習会を大阪市内

で開きました。参加者は、今後の運動の展開などについて意見交換しました。尾藤さんは、生活保護のケースワーク業務委託の問題点を多くの

人にも知ってもらおうのと同時に、本来のケースワークのあり方を追求しようと呼びかけました。生活保護のケースワーク業務をめくり安倍

政権は、現行制度で外部委託が可能な業務については2020年度中に必要な措置を講じるとし、法改定が必要なら業務も外部委託できるように検討し、21年度

中に結論を出すとしています。

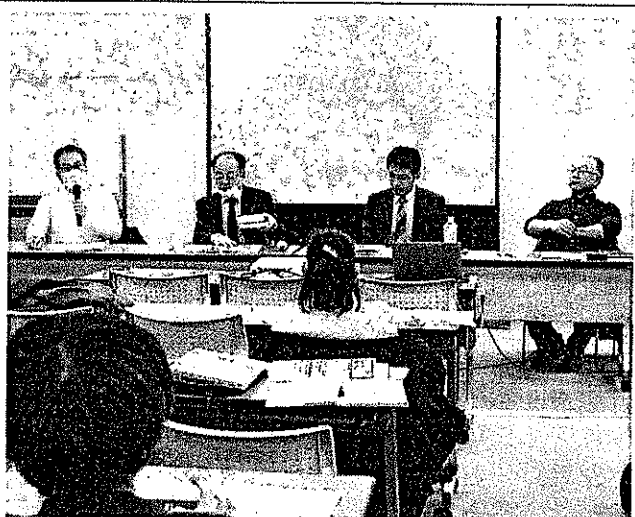
元堺市のケースワーカーで立命館大学教授の桜井啓太さんは、外部委託の議論が地方自治体からの提案という形を取っているが、背景には与党・自民党の12年4月のマニフェスト（政権公約）などがあると指摘。外部委託は単なるコストカットだけでなく、公的責任を縮減さ

せながら管理強化する仕組みだと述べました。

全国公的扶助研究会会長で花園大学教授の吉永純さんは、自治体アンケートから、現場はケースワークの業務委託に関して心配していることが明らかだと強調。委託されたケースワークは収入調査や不正受給防止のためと

する「監視的ケースワーク」になる恐れがあると話しました。

元大阪市職員の谷口伊三美さんは、ケースワーカーが担当する標準世帯数が80世帯程度とされるなかで、同市は134世帯も一人で担当している実態を紹介。実質的なケースワークができていないと訴えました。



生活保護問題対策全国会議の学習会＝1日、大阪市